省　令

○環境省令第三十四号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十六条第一項第二号及び第五号、第十八条第二項及び第三項、第二十条並びに第二十三条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月九日

環境大臣　長浜　博行

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「汚染物質」を「汚染状態」に改める。

第十一条中「の区域」を削る。

第十八条第四号中「結果」を「結果の」に改める。

第二十条第二号に次のように加える。

イ　水道施設、公共下水道若しくは流域下水道に係る終末処理場、工業用水道施設又は集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物

ロ　一般廃棄物の焼却施設又は産業廃棄物の焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻

第二十三条第一項中「以下同じ。」を「以下この項、次条第一項及び第二十五条第一項において同じ。」に改める。

第二十四条第一項及び第二十五条第一項中「（基準適合特定廃棄物を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

第二十六条第一項第七号中「その他」を「その他の」に改め、同条第二項第二号ホ(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　次の(イ)及び(ロ)に掲げる特定廃棄物にあっては、あらかじめ、当該(イ)及び(ロ)に定める措置を講ずること。

(イ)　汚泥　焼却設備を用いて焼却し、又は含水率八十五パーセント以下にすること。

(ロ)　前項第二号ハからトまでに掲げる特定廃棄物　当該ハからトまでに定める措置を講ずること。

(2)　次の(イ)及び(ロ)に掲げる場合には、当該(イ)及び(ロ)に定める措置を講ずること。

(イ)　ニ(1)に掲げる場合　埋め立てる特定廃棄物の一層の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土壌でおおむね五十センチメートル覆うこと。

(ロ)　ニ(1)及び(2)に掲げる場合以外の場合　特定廃棄物を埋め立てる場所には、あらかじめ、厚さがおおむね五十センチメートル以上の土壌の層を敷設するとともに、埋め立てる特定廃棄物の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、環境大臣が定めるところにより、一層ごとに、その表面に不透水性土壌層を設けること。

第二十八条第二号中「岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在する」を削り、「燃え殻」の下に「（次に掲げるものに限る。）」を加え、同号に次のように加える。

イ　福島県に所在する一般廃棄物処理施設である焼却施設から生じたもの

ロ　岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在する一般廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん

第二十八条第三号を削り、同条第四号及び第五号中「もの」の下に「（岩手県、宮城県、福島県又は栃木県において生じたものに限る。）」を加え、同条中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第三十条第二号中「宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）に所在する」を削り、「廃棄物」の下に「（次に掲げるものに限る。）」を加え、同号に次のように加える。

イ　福島県に所在する水道施設から生じたもの

ロ　宮城県、栃木県又は群馬県に所在する水道施設から生じたものであって、当該施設に係る天日乾燥設備を用いて乾燥したもの

第三十条第三号イ中「福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）又は神奈川県」を「福島県」に改め、「所在する」の下に「合流式の」を加え、同号ロ中「福島県又は栃木県」を「福島県」に改め、「所在する」の下に「合流式の」を加え、同号ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）又は神奈川県に所在する公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場から生じた汚泥等の堆積物（当該終末処理場に係る焼却設備（流動床式焼却設備を除く。）を用いて焼却したもの（ばいじんに限る。）に限り、イに掲げるものを除く。）

第三十条第四号中「宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）又は新潟県（島しょ部を除く。）」を「福島県又は栃木県」に改め、同条第五号中「岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在する」を削り、「燃え殻」の下に「（次に掲げるものに限る。）」を加え、同号に次のように加える。

イ　福島県に所在する産業廃棄物処理施設である焼却施設から生じたもの

ロ　岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在する産業廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん

第三十条第六号中「もの」の下に「（岩手県、宮城県、福島県又は栃木県において生じたものに限る。）」を加える。

第三十一条第三号ハ中「に限る。」を「に限り、公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場に係る流動床式焼却設備から生じたものを除く。」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十八条、第三十条及び第三十一条の改正規定並びに附則第二条から第四条までの規定は公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の放射性物質汚染対処特措法施行規則第二十八条第二号及び第三号並びに第三十条第二号から第五号までに規定する廃棄物であって、平成二十三年十二月三十一日以前に生じたものについては、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第二十三条第一項及び第二項に規定する特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物とみなして放射性物質汚染対処特措法第二十三条及び第二十四条の規定を適用する。

第三条　前条に規定するもののほか、この省令の施行前に処分されたこの省令による改正前の放射性物質汚染対処特措法施行規則第二十八条及び第三十条に規定する廃棄物についての放射性物質汚染対処特措法第二十四条の規定による処理施設等の維持管理の基準については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この省令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。